

届きましたか？

マイナンバーの「通知カード」



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の開始により、平成27年10月5日時点の住民登録地へマイナンバーを知らせる通知カードを送付しています。

カードが届いたら内容を確認して、紛失などしないよう大切に保管してください。

マイナンバーが届いたら

通知カードは、世帯主宛てに転送不要の簡易書留で郵送されます。不在の場合は、マイナンバー専用の不在連絡票が届くので、郵便局での保管期限内に再配達などの手続きをしてください。

個人番号カードの申請を希望する人は、通知カードに同封されている申請書と返信用封筒で郵送するか、スマートフォンから申請してください。郵送先は市役所ではないので注意してください。個人番号カードの交付は、平成28年1月から始まる予定です。

保管期限を過ぎたら

郵便局の保管期限を過ぎてし

まった場合や、転送の手続きを
している場合は、市役所からあ
らためて「通知カード交付のお
知らせ」を郵送します。その通
知と身分証明書を持参し、市民
生活課で受け取ってください。
代理人が来る場合は、事前に問
い合わせてください。

10月5日以降に住所を 異動した場合

〈旭市に転入〉

新住所地に通知カードを発送
します。前住所地で受け取った
後に転入届けをした場合は、発
送しません。転入後に前住所
地の同居者が受け取った場合は、
前の市区町村役場に返納して
ください。

〈旭市内で転居〉

前住所地に通知カードを発送

します。前住所地に同居者がい
た場合は、受け取っている可能
性があるので確認してください。
手元に届いたら市民生活課で新
住所を記載しますので、通知
カードと身分証明書を持参して
ください。前住所地で誰も受け
取らなかった場合は、市役所へ
返戻されるので、あらためて新
住所地に発送します。

問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイ
ヤル

☎0120・950178

●個人番号カードの申請

市民生活課管理班

☎62・5325

●制度全般に関すること

総務課庶務行政班

☎62・5310

住基カードへの電子証明書の発行は 終了します

有効期限などに注意

マイナンバー制度の開始に
伴い、住民基本台帳カード
(住基カード)の交付が12月で
終了し、個人番号カードの交
付が平成28年1月から始まり
ます。

住基カードへの電子証明書
の新規発行や更新は、12月22
日(火)午後5時で終了します。
今後は、個人番号カードに

電子証明書を格納することに
なりますが、申請から交付ま
では時間を要するため、確
定申告の期間内に交付できな
い可能性があります。平成
28年の確定申告を電子申請
(e-Tax)で行う予定の人
は、有効期限を確認し必要に
応じて更新してください。特

に平成24年12月から25年3月
までに、電子証明書の新規発
行や更新をした人は注意が必
要です。

電子証明書の有効期限は住
基カードに記載されていない
ので、発行時に交付した「電
子証明書の写し」か「公的個
人認証サービス利用者クライ
アントソフト」で確認して
ください。

申請期限/12月22日(火) 午後
5時まで
申請場所/市民生活課
必要なもの/住基カード、顔
写真付きの証明書
手数料/500円

問い合わせ先

市民生活課管理班

☎62・5325